

令和7年12月議会

議案説明資料

○ 予算議案

- 1 令和7年12月 補正予算案農林水産局集計表 1 頁
- 2 議案第189号
令和7年度福岡市一般会計補正予算案(第3号) 5 頁
- 3 議案第259号
令和7年度福岡市一般会計補正予算案(第4号) 21 頁
- 4 議案第194号
令和7年度福岡市中央卸売市場特別会計補正予算案(第1号) 23 頁
- 5 議案第199号
令和7年度福岡市集落排水事業会計補正予算案(第1号) 27 頁
- 6 議案第260号
令和7年度福岡市集落排水事業会計補正予算案(第2号) 29 頁

○ 条例議案

- 7 議案第201号
福岡市漁港管理条例の一部を改正する条例案 33 頁

○ 一般議案

- 8 議案第220号
今津リフレッシュ農園に係る指定管理者の指定について 45 頁
- 9 議案第221号
立花寺緑地リフレッシュ農園に係る指定管理者の指定について 51 頁
- 10 議案第228号
花畠園芸公園に係る指定管理者の指定について 57 頁

農林水産局

○予算議案

1 令和7年12月 補正予算案 農林水産局集計表

(1) 一般会計

(単位:千円)

区分	補正前の額 (A)						
	歳入	歳出	財源内訳			一般財源	
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
一般会計	4,032,802	8,481,298	693,701	741,000	2,598,101	4,448,496	

(単位:千円)

区分	補正額 (B)						
	歳入	歳出	財源内訳			一般財源	
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
一般会計	5,787	53,554	5,582	-	205	47,767	

(単位:千円)

区分	補正後 (A+B)						
	歳入	歳出	財源内訳			一般財源	
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
一般会計	4,038,589	8,534,852	699,283	741,000	2,598,306	4,496,263	

(2) 中央卸売市場特別会計

(単位:千円)

区分	補正前の額 (A)						
	歳入	歳出	財源内訳				
			特定財源		当該事業財源	一般財源 (繰入金)	
中央卸売 市場 特別会計	6,840,980	6,840,980	-	1,143,000	2,752,136	1,667,842	1,278,002

【注】中央卸売市場特別会計の一般財源は、一般会計からの繰入金。

(単位:千円)

区分	補正額 (B)						
	歳入	歳出	財源内訳				
			特定財源		当該事業財源	一般財源 (繰入金)	
中央卸売 市場 特別会計	2,999	2,999	-	-	119	-	2,880

(単位:千円)

区分	補正後 (A+B)						
	歳入	歳出	財源内訳				
			特定財源		当該事業財源	一般財源 (繰入金)	
中央卸売 市場 特別会計	6,843,979	6,843,979	-	1,143,000	2,752,255	1,667,842	1,280,882

(3) 集落排水事業会計

ア 収益的収入及び支出

(単位:千円)

区分	補正前の額(A)	補正額(B)	補正後(A+B)
収益的収入	455,369	2,465	457,834
収益的支出	455,369	2,465	457,834
差引	-	-	-

イ 資本的収入及び支出

(単位:千円)

区分	補正前の額(A)	補正額(B)	補正後(A+B)
資本的収入	104,482	-	104,482
資本的支出	207,531	-	207,531
差引	△ 103,049	-	△ 103,049

余白

2 議案第189号

令和7年度福岡市一般会計

(1)歳入歳出予算の補正

(歲 入)

補正予算案(第3号)

<農林水産局所管分>

説明
○雇用保険料収入 雇用保険法に基づく保険料収入の追加 25 千円
○厚生年金保険料収入 厚生年金保険法に基づく保険料収入の追加 180 千円

(歳出)

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
42 . 43	6 農林水産業費 1 農林業費	1 農業委員会費	千円 161,206	千円 5,498	千円 166,704
42 . 45		2 農林業総務費	516,704	12,369	529,073

説明

○ 給与費等の追加

5,498 千円

区分	補正前の額	補正額	補正後の額
報酬	2,326	124	2,450
給料	59,959	1,794	61,753
職員手当等	45,581	3,537	49,118
共済費	23,099	43	23,142
計	130,965	5,498	136,463

関連歳入	26 千円
(25) 諸収入	26
雇用保険料収入	3
厚生年金保険料収入	23

一般財源 5,472 千円

○ 一般職職員給与費等の追加

12,369 千円

区分	補正前の額	補正額	補正後の額
報酬	1,777	99	1,876
給料	224,087	5,313	229,400
職員手当等	190,777	9,177	199,954
共済費	87,224	△ 2,220	85,004
計	503,865	12,369	516,234

関連歳入	23 千円
(25) 諸収入	23
雇用保険料収入	2
厚生年金保険料収入	21

一般財源 12,346 千円

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補 正 額	計
44	(1 農 林 業 費)	3 農林業振興費	千円 1,528,840	千円 2,071	千円 1,530,911
.					
45					

説 明

○ 一般職職員給与費等の追加

2,071 千円

区分	補正前の額	補正額	補正後の額
報酬	18,037	970	19,007
給料	4,758	270	5,028
職員手当等	9,621	618	10,239
共済費	8,783	213	8,996
計	41,199	2,071	43,270

関連歳入 76 千円
 (25) 諸収入 76
 雇用保険料収入 10
 厚生年金保険料収入 66

一般財源 1,995 千円

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
44	2 農地費	1 農地整備費	千円 1,316,555	千円 8,048	千円 1,324,603
47					

説明

○ 一般職職員給与費等の追加

2,794 千円

区分	補正前の額	補正額	補正後の額
報酬	2,174	119	2,293
給料	41,335	1,215	42,550
職員手当等	31,490	1,742	33,232
共済費	15,882	△ 282	15,600
計	90,881	2,794	93,675

関連歳入
 (25) 諸収入
 雇用保険料収入
 厚生年金保険料収入

6 千円
6
1
5

一般財源 2,788 千円

○ 事業費対象外給与費の追加

5,254 千円

区分	補正前の額	補正額	補正後の額
報酬	4,651	248	4,899
給料	70,930	2,216	73,146
職員手当等	54,784	3,174	57,958
共済費	27,803	△ 384	27,419
計	158,168	5,254	163,422

関連歳入
 (25) 諸収入
 雇用保険料収入
 厚生年金保険料収入

34 千円
34
4
30

一般財源 5,220 千円

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補 正 額	計
46	3 水 産 業 費	1 水産業総務費	千円 193,684	千円 9,336	千円 203,020
.					
47		2 水産業振興費	1,467,479	215	1,467,694

説明

○ 一般職職員給与費等の追加 9,336 千円

区分	補正前の額	補正額	補正後の額
給料	85,694	1,443	87,137
職員手当等	69,425	9,162	78,587
共済費	33,190	△ 1,269	31,921
計	188,309	9,336	197,645

関連歳入 9 千円
 (25) 諸収入 9
 雇用保険料収入 1
 厚生年金保険料収入 8

一般財源 9,327 千円

○ 一般職職員給与費等の追加 215 千円

区分	補正前の額	補正額	補正後の額
報酬	2,578	130	2,708
職員手当等	990	62	1,052
共済費	969	23	992
計	4,537	215	4,752

関連歳入 8 千円
 (25) 諸収入 8
 雇用保険料収入 1
 厚生年金保険料収入 7

一般財源 207 千円

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
46 49	(3 水産業費)	3 漁港整備費	230,728	5,279	236,007
48 49	4 市場費	1 中央卸売 市場費	1,278,002	2,880	1,280,882
	5 集落排水費	1 集落排水費	373,682	2,276	375,958
その他の科目（本補正外）			1,414,418	-	1,414,418
合 計			8,481,298	47,972	8,529,270

説 明

○ 事業費対象外給与費の追加

5,279 千円

区分	補正前の額	補正額	補正後の額
報酬	4,102	223	4,325
給料	17,539	1,914	19,453
職員手当等	14,603	2,600	17,203
共済費	8,168	542	8,710
計	44,412	5,279	49,691

関連歳入	23 千円
(25) 諸収入	23
雇用保険料収入	3
厚生年金保険料収入	20

一般財源 5,256 千円

○ 中央卸売市場特別会計への繰出金の追加

2,880 千円

(関連 23・24 ページ)

○ 集落排水事業に対する負担金の追加

620 千円

○ 集落排水事業に対する補助金の追加

1,656 千円

(関連 27・28 ページ)

(2) 繰越明許費の補正

説明書 ページ	款	項	目	事業名
192 .	6 農林水産業費	3 水産業費	2 水産業振興費	漁業ふれあい推進費
193				海づくり公園を活用した 北崎地区活性化事業
合				計

関係予算額	繰越額		繰 越 事 由
	補 正 前	補 正 後	
千円 320,129	千円 -	千円 126,503	工期の都合により、年度内に完了しないため。
204,765	-	126,503	海づくり公園施設建築工事等
320,129	-	126,503	

(3)債務負担行為の補正

説明書 ページ	事　　項	限　度　額	前年度末までの支出額	
			期　間	金　額
202 ・ 203	海づくり公園を活用した 北崎地区活性化事業	補正前の額	千円 235,920	-
		補正額	340,436	-
		補正後の額	576,356	-

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源又は 当該事業財源
		特 定 財 源			
期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
令和8年度	千円 235,920	千円 -	千円 177,000	千円 -	千円 58,920
令和8年度 及び 令和9年度	8年度以降 340,436	-	240,000	-	100,436
令和8年度 及び 令和9年度	8年度以降 576,356	-	417,000	-	159,356

3 議案第259号

令和7年度福岡市一般会計

(1)歳入歳出予算の補正

(歳入)

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補 正 額	計
3	19 国 庫 支 出 金 2 国庫補助金	12 緊 急 経 濟 対 策 費 国庫補助金	千円 -	千円 5,582	千円 5,582
その他の科目（本補正外）			4,033,007	-	4,033,007
合 計			4,033,007	5,582	4,038,589

(歳出)

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補 正 額	計
10 . 11	6 農林水産業費 5 集落排水費	1 集落排水費	千円 375,958	千円 5,582	千円 381,540
その他の科目（本補正外）			8,153,312	-	8,153,312
合 計			8,529,270	5,582	8,534,852

補正予算案(第4号)

<農林水産局所管分>

説明

○ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加 5,582 千円

説明

○ 集落排水事業に対する負担金の追加 5,582 千円

〔 関連歳入 5,582 千円
 (19) 国庫支出金 5,582
 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 5,582 〕

一般財源 - 千円

(関連 29・30 ページ)

(1)歳入歳出予算の補正

(歳入)

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
116	4 繰入金 1 一般会計 繰入金	1 一般会計 繰入金	千円 1,278,002	千円 2,880	千円 1,280,882
	6 諸収入 2 保険料収入	1 保険料収入	5,327	119	5,446
	その他の科目 (本補正外)		5,557,651	-	5,557,651
	合計		6,840,980	2,999	6,843,979

市場特別会計補正予算案(第1号)

説明
○ 一般会計からの繰入金の追加 2,880 千円
○ 雇用保険料収入 16 千円 雇用保険法に基づく保険料収入の追加
○ 厚生年金保険料収入 103 千円 厚生年金保険法に基づく保険料収入の追加

(歳出)

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
118	1 総務費 1 総務管理費	1 管理運営費	2,192,881	2,999	2,195,880
119					
その他の科目（本補正外）			4,648,099	-	4,648,099
合計			6,840,980	2,999	6,843,979

説 明

○ 一般職職員給与費等の追加

2,999 千円

区分	補正前の額	補正額	補正後の額
報酬	25,735	1,200	26,935
給料	139,348	2,055	141,403
職員手当等	117,035	2,930	119,965
共済費	64,073	△ 3,186	60,887
計	346,191	2,999	349,190

関連歳入	119 千円
(6) 諸収入	119
雇用保険料収入	16
厚生年金保険料収入	103

一般財源 2,880 千円

5 議案第199号

令和7年度福岡市集落排水

(1)収益的収入及び支出の補正

(収 入)

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補 正 額	計	
148	1 集 落 排 水 事 業 収 益 1 営 業 収 益	2 他会計負担金	千円 188,340	千円 620	千円 188,960	
		2 営業外収益	2 他会計補助金	1,656	138,611	
その他の科目（本補正外）			130,074	-	130,074	
合 計			455,369	2,276	457,645	

(支 出)

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補 正 額	計
148	1 集 落 排 水 事 業 費 用 1 営 業 費 用	5 総 係 費	千円 59,859	千円 2,276	千円 62,135
その他の科目（本補正外）			395,510	-	395,510
合 計			455,369	2,276	457,645

事業会計補正予算案(第1号)

説明

○一般会計からの負担金の追加

1. 雨水処理負担金	227 千円
2. その他負担金	393 千円

○一般会計からの補助金の追加

1,656 千円

説明

○集落排水事業活動の全般に関連する経費の追加

2,276 千円

給与費等の追加

区分	補正前の額	補正額	補正後の額
給料	18,176	201	18,377
手当	16,428	1,651	18,079
法定福利費	6,411	424	6,835
計	41,015	2,276	43,291

6 議案第260号 令和7年度福岡市集落排水

(1)収益的収入及び支出の補正

(収 入)

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補 正 額	計	
16	1 集 落 排 水 事 業 収 益 1 営 業 収 益	1 排水処理施設 使 用 料	千円 35,051	千円 △ 5,393	千円 29,658	
		2 他会計負担金	188,960	5,582	194,542	
その他の科目（本補正外）			233,634	-	233,634	
合 計			457,645	189	457,834	

(支 出)

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補 正 額	計	
16	1 集 落 排 水 事 業 費 用 1 営 業 費 用	4 業 務 費	千円 3,664	千円 189	千円 3,853	
その他の科目（本補正外）			453,981	-	453,981	
合 計			457,645	189	457,834	

事業会計補正予算案(第2号)

説明
○ 集落排水処理施設使用料の減額 1. 農業集落排水処理施設使用料 2. 漁業集落排水処理施設使用料
△2,299 千円 △3,094 千円
○ 一般会計からの負担金の追加 2. その他負担金
5,582 千円

説明
○ 集落排水処理施設使用料の徴収事務等経費の追加
189 千円

余白

物価高騰対策について

○ 集落排水処理施設使用料の全額減免【5,582千円】

1. 趣旨

物価高騰の影響を受ける市民の皆様の生活の支援を行うために、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、各世帯の集落排水処理施設使用料の2か月分を全額減免するもの。

2. 支援の概要

(1) 支援対象

一般家庭の集落排水処理施設使用料(基本使用料+従量使用料)×2か月

(2) 対象世帯数(見込み)

約1,250世帯

- ・農業集落 約550世帯
- ・漁業集落 約700世帯

※事業者は対象から除く

(3) 対象期間

12月～3月の使用水量のうち2か月

・令和8年2月～3月に検針した1回分(1回の検針で2か月分の水量を計測)

(4) 必要な手続き

申込手続きは必要なし。(対象となる集落排水処理施設使用料を自動的に全額減免)

3. その他

下水道使用料、並びにし尿処理手数料についても同様に全額減免を実施。

○条例議案

7 議案第201号

福岡市漁港管理条例の一部を改正する条例案

1 条例改正の理由

この条例案を提出したのは、漁港の利用の適正化を図るため、浜崎今津漁港以外の漁港において、プレジャーボート等の小型船舶の停係泊を新たに認めることに伴い、施設の使用料の額を定める等の必要があるによる。

- (1) 小型船舶の使用に伴う施設の使用許可するにあたり、必要な改正を行うもの。
- (2) 小型船舶の使用に伴う使用料を設定するにあたり、必要な改正を行うもの。
- (3) 上記のほか、規定の整備を行うもの。

2 改正内容

- (1) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第5項の規定により市長が指定する区域内に存する施設の使用を許可するにあたり、条文を改めるもの。
- (2) 小型船舶の使用に伴う使用料を設定するにあたり、別表を改めるもの。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 新旧対照表

現行	改正後(案)
第1条・第1条の2 (略) (漁港施設の維持運営)	第1条・第1条の2 (略) (漁港施設の維持運営)
第2条 市長は、福岡市の管理する漁港施設(以下「甲種漁港施設」という。)のうち基本施設、輸送施設(附帯用地及び安全施設を含む。)、漁港施設用地(公共施設用地に限る。)及び漁港環境整備施設(博多漁港内の駐車場に限る。)について、 <u>毎年度</u> その維持運営計画(公害防止又は第7条の規定による物件の除去に係る計画を含む。)を定めるものとする。	第2条 市長は、福岡市の管理する漁港施設(以下「甲種漁港施設」という。)のうち基本施設、輸送施設(附帯用地及び安全施設を含む。)、漁港施設用地(公共施設用地に限る。)及び漁港環境整備施設(博多漁港内の駐車場に限る。)について、_____その維持運営計画(公害防止又は第7条の規定による物件の除去に係る計画を含む。)を定めるものとする。
2 (略)	2 (略)
第2条の2～第9条 (略)	第2条の2～第9条 (略)

(使用の届出)

第10条 甲種漁港施設を当該施設の目的に従い使用しようとする者(第11条の2の規定により許可を受け、又は届出をして甲種漁港施設を使用しようとする者を除く。)は、
_____あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げる甲種漁港施設については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(占用の許可)

第11条 甲種漁港施設(水域施設を除く。)を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、
_____市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2~5 (略)

(小型船舶についての使用の許可等)

第11条の2 小型船舶(主に余暇活動に利用されるヨット若しくはモーターボート又は遊漁船等の船舶で漁船法(昭和25年法律第178号)第2条第1項に規定する漁船及び国若しくは地方公共団体の所有する船舶以外のものに限る。以下同じ。)を漁港の区域内の水域に停係泊しようとする者は、規則で定める甲種漁港施設を使用することとし、使用に当たつては、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 (略)

3 第1項の使用の期間は、1年を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

4 第1項の規定にかかわらず、一時的に小型船舶を漁港の区域内の水域に停係泊しようとする者は、第1項に規定する甲種漁港施設又は第2条第1項の規定に基づく維持運営計画において指定された甲種漁港施設(以下これらを「小型船舶係留施設」という。)を使用することとし、使用に当たつては、市長に届け出なければならない。

(使用の届出)

第10条 甲種漁港施設を当該施設の目的に従い使用しようとする者(第11条の3第1項又は第2項の規定により_____甲種漁港施設を使用しようとする者を除く。)は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げる甲種漁港施設については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(占用の許可)

第11条 甲種漁港施設(水域施設を除く。)を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2~5 (略)

(使用の許可等)

第11条の2 次に掲げる者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(1) 甲種漁港施設(法第39条第5項の規定により市長が指定する区域内に存する施設に限る。)のうち市長が公示により指定する施設を次条第1項の規定により使用しようとする者

(2) 甲種漁港施設を当該施設の目的以外の目的に使用しようとする者

2 (略)

3 第1項の許可の期間は、1年を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(削る)

(目的外使用の許可)

第11条の3 甲種漁港施設を当該施設の目的以外の目的に使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(権利義務の移転の制限)

第11条の4 第11条第1項、第11条の2第1項又は前条第1項の許可(以下「占用許可等」という。)を受けた者は、当該許可に基づき甲種漁港施設を使用し、又は占用する権利を他人に譲渡し、担保に供し、又は転貸してはならない。

(使用料等)

第12条 (略)

2 (略)

3~5 (略)

(土砂採取料等)

第12条の2 (略)

2 土砂採取料等については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

第13条 (略)

(小型船舶についての制限)

第11条の3 小型船舶(主に余暇活動に利用されるヨット若しくはモーターボート又は遊漁船等の船舶で漁船法(昭和25年法律第178号)第2条第1項に規定する漁船及び国若しくは地方公共団体の所有する船舶以外のものに限る。以下同じ。)を漁港の区域(法第39条第5項の規定により市長が指定する区域に限る。次項において同じ。)内に停係泊しようとする者は、前条第1項第1号の規定により市長が公示により指定する施設を使用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、小型船舶を漁港の区域内に一時的に停係泊しようとする者は、前条第1項第1号の規定により市長が公示により指定する施設を使用することとし、使用に当たつては、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(権利義務の移転の制限)

第11条の4 第11条第1項又は第11条の2第1項の許可(以下「占用許可等」という。)を受けた者は、占用許可等に基づき甲種漁港施設を使用し、又は占用する権利を他人に譲渡し、担保に供し、又は転貸してはならない。

(使用料等)

第12条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、使用又は占用の期間が1年以上で翌年度以降にわたる場合においては、初年度分の使用料等は、同項の規定により納入し、次年度以降の分は、毎年度当該年度分を4月30日までに納入しなければならない。

4~6 (略)

(土砂採取料等)

第12条の2 (略)

2 土砂採取料等については、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

第13条 (略)

(監督処分)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に對し、その許可を取り消し、その許可に附した条件を変更し、又はその行為の中止、すでに設置した工作物の改築、移転、除去当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設をすること、若しくは原状に回復することを命ずることができる。

(1) 第11条第1項、第11条の2第1項又は第11条の3第1項の規定に違反した者

(2)・(3) (略)

第15条～第19条 (略)

別表第1

1 博多漁港

(1) 使用料

区分		金額
岸壁、物揚場 (岸壁、物揚場 以外の漁港施 設で荷役の用 に供するもの を含む。)	漁獲物水揚 ○福岡市中央卸売市場で取 引されたものの取引金額の 1,000分の0.2 ○その他の物 数量10キログラムにつき 30銭	

泊地	停係泊する船舶(岸壁、 物揚場使用料を納入し た船舶であつて荷役期 間中のもの及び避難の ために入港した船舶を 除く。)	総トン数1トン当たり 停係泊1日につき 漁船 6円 漁船以外の船舶 12円 ただし、漁船にあつて は、停係泊期間のうち30日 間は控除する。
----	---	--

漁港施設用地 (野積場、荷さばき所その 他の施設用地)	1日1平方メートルにつき	6円
-----------------------------------	--------------	----

給水施設	給水量1立方メート ルにつき	523円
------	-------------------	------

(監督処分)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に對し、その許可を取り消し、その許可に附した条件を変更し、又はその行為の中止、すでに設置した工作物の改築、移転、除去当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設をすること、若しくは原状に回復することを命ずることができる。

(1) 第11条第1項又は第11条の2第1項

の規定に違反した者

(2)・(3) (略)

第15条～第19条 (略)

別表第1

1 博多漁港

(1) 使用料(小型船舶に係るもの除く。)

区分		金額
岸壁、物揚場 (岸壁、物揚場 以外の漁港施 設で荷役の用 に供するもの を含む。)	漁獲物水揚 ○福岡市中央卸売市場で取 引されたものの取引金額の 1,000分の0.2 ○その他の物 数量10キログラムにつき 30銭	

泊地	停係泊する船舶(岸壁、 物揚場使用料を納入し た船舶であつて荷役期 間中のもの及び避難の ために入港した船舶を 除く。)	総トン数1トン当たり 停係泊1日につき 漁船 6円 漁船以外の船舶 12円 ただし、漁船にあつて は、停係泊期間のうち30日 間は控除する。
----	---	--

漁港施設用地 (野積場、荷さばき所その 他の施設用地)	1日1平方メートルにつき	6円
-----------------------------------	--------------	----

給水施設	給水量1立方メート ルにつき	523円
------	-------------------	------

給電施設	1基1時間につき	300円	給電施設	1基1時間につき	300円
駐車場 (漁港環境整備施設に限定期利用する。)	一般利用	1台1回につき 30分までごとに 100円	駐車場 (漁港環境整備施設に限定期利用する。)	一般利用	1台1回につき 30分までごとに 100円
		1台1月につき 20,000円			1台1月につき 20,000円

(2) 使用料(小型船舶に係るものに限る。)

区分	金額
泊地	船舶の長さ1メートル当たり停係泊1日につき 50円以内で規則で定める額

(3) 占用料

区分	金額	区分	金額
漁港施設用地 (野積場、荷さばき所その他の施設用地)	1月1平方メートルにつき 88円	漁港施設用地 (野積場、荷さばき所その他の施設用地)	1月1平方メートルにつき 88円
道路敷	福岡市道路占用料徴収条例(昭和28年福岡市条例第44号)別表の額による。	道路敷	福岡市道路占用料徴収条例(昭和28年福岡市条例第44号)別表の額による。
岸壁、物揚場敷	1月1平方メートルにつき 132円	岸壁、物揚場敷	1月1平方メートルにつき 132円

2 博多漁港以外の漁港

(1) 使用料(小型船舶に係るもの除く。)

ア 係留施設及び泊地

(ア) 漁港所在地の船舶

区分	金額(月額)		区分	金額(月額)	
	漁船	漁船以外の船舶		漁船	漁船以外の船舶
総トン数5トン未満	25円	60円	総トン数5トン未満	25円	60円
総トン数5トン以上20トン未満	45円	120円	総トン数5トン以上20トン未満	45円	120円
総トン数20トン以上	75円	210円	総トン数20トン以上	75円	210円

(イ) 漁港所在地以外の船舶(避難のために入港した船舶を除く。)

区分	金額(日額)		区分	金額(日額)	
	漁船	漁船以外の船舶		漁船	漁船以外の船舶
総トン数5トン未満	10円	30円	総トン数5トン未満	10円	30円
総トン数5トン以上20トン未満	15円	60円	総トン数5トン以上20トン未満	15円	60円
総トン数20トン以上	30円	120円	総トン数20トン以上	30円	120円

イ 漁港施設用地(野積場、漁具干場その他の施設用地)

1日1平方メートルにつき 1円50銭

(2) 使用料(小型船舶に係るものに限る。)

区分	金額
小型船舶係留施設	船舶の長さ1メートル当たり停係泊 1日につき <u>32</u> 円以内で規則で 定める額

(3) 占用料

区分	金額
漁港施設用地 (野積場、漁具干場 その他の施設用地)	1月1平方メートルにつき 20円

備考

- 面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルに切り上げる。
- 数量10キログラム、1トン又は1立方メートルごとに使用料等を算定する場合に10キログラム未満、1トン未満又は1立方メートル未満の端数があるときは、それぞれ10キログラム、1トン又は1立方メートルに切り上げる。
- 1日又は1時間ごとに使用料等を算定する場合に1日未満又は1時間未満の端数があるときは、それぞれ1日又は1時間に切り上げる。
- 使用料等を月額で定めた場合に1月未満の端数がある場合において端数が15日以内のときは半月分、15日を超えるときは1月分としてそれぞれ計算する。
- 船舶の長さは、船舶検査証書に記載された船舶の長さとする。

別表第2 (略)

イ 漁港施設用地(野積場、漁具干場その他の施設用地)

1日1平方メートルにつき 1円50銭

(2) 使用料(小型船舶に係るものに限る。)

区分	金額
浮桟橋、泊地	船舶の長さ1メートル当たり停係泊 1日につき <u>50</u> 円以内で規則で 定める額

(3) 占用料

区分	金額
漁港施設用地 (野積場、漁具干場 その他の施設用地)	1月1平方メートルにつき 20円

備考

- 面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルに切り上げる。
- 数量10キログラム、1トン又は1立方メートルごとに使用料等を算定する場合に10キログラム未満、1トン未満又は1立方メートル未満の端数があるときは、それぞれ10キログラム、1トン又は1立方メートルに切り上げる。
- 1日又は1時間ごとに使用料等を算定する場合に1日未満又は1時間未満の端数があるときは、それぞれ1日又は1時間に切り上げる。
- 使用料等を月額で定めた場合に1月未満の端数がある場合において端数が15日以内のときは半月分、15日を超えるときは1月分としてそれぞれ計算する。
- 船舶の長さは、船舶検査証書に記載された船舶の長さとし、その長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルに切り上げて計算する。

別表第2 (略)

福岡市管理漁港におけるプレジャーボート等への今後の対応について

1 これまでの経緯

福岡市漁港管理条例及び同条例施行規則においてプレジャーボート等の小型船舶（以下「小型船舶」という。）を係留できるのは浜崎今津漁港のみと規定しているが、その他の市管理漁港において、放置艇約350隻が確認された。

本市では、外部有識者で構成する福岡市管理漁港におけるプレジャーボートの係留等のあり方に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置し、放置艇の現状を踏まえた今後の対応策や原因検証および再発防止策について意見を徴取し、当該意見を踏まえた小型船舶の適正管理に向けて検討を進めてきたところである。

（参考）放置艇の隻数（令和7年4月・5月現在）

弘漁港：40隻、志賀島漁港：23隻、奈多漁港34隻、博多漁港：105隻、

唐泊漁港：92隻、西浦漁港：51隻（計345隻）

※玄界漁港については放置艇なし

2 有識者会議について

（1）会議設置の趣旨

市管理漁港における放置艇の解消に向けて、小型船舶の係留等のあり方や放置艇発生の原因検証、再発防止策について意見聴取を行うことを目的として設置

（2）開催日

第1回（令和7年9月12日）、第2回（令和7年9月30日）、

第3回（令和7年11月20日）

（3）委員からの主な意見

① 放置艇への対応と今後の管理運営

- ア 福岡市周辺の他の漁港や民間マリーナでの放置艇約350隻の受入れは困難
- イ 条例、規則を整理し、浜崎今津漁港以外の市管理漁港でも市の適正な管理下においていたうえで受入れを行うべき
- ウ 本来、漁港は漁業活動を行うための施設であるが、漁船減少による漁港の有効活用の観点を踏まえつつ、漁業活動へ支障が生じないように、放置等禁止区域の設定などを行い、漁業活動に支障がない範囲で受入れを行うべき
- エ 地域の意見をよく聞いたうえで、駐車場の問題なども合わせて検討し、周辺住民にとっても安全・安心な管理を行うべき
- オ 受益者負担を原則とし、民間マリーナとのサービスの違いなどを考慮した利用料の設定を行うべき

② 市漁協のプレジャーボート係留に係る収支

- ア 収支には大まかなところで不合理は感じない
- イ プレジャーボートの係留には、直接・間接経費が発生しており「漁協の利益」を想定しづらく、証明することは難しい
- ウ 漁協によるプレジャーボートの係留がなく、市が漁港を有効活用した場合に生じたであろう利益が「市の損失」にあたるが、有効活用には投資も必要であり利益が残るとは思えず、これを証明することも難しい

③ 今回の事案に対する原因検証と再発防止策

- ア 今回発生した不作為の原因は、職員調査によると課題の整理が十分になされておらず、改善が先延ばしされたことや組織的な情報共有ができていなかつたことが考えられる
- イ こうしたことが発生しないよう、定期的な課題の整理や組織的な情報共有が重要である
- ウ 今回の事案は、長年にわたる市の不作為が大きな原因であるため、市は大いに反省して、今後このようなことがないように再発防止にしっかり取り組んでほしい

(参考) 有識者会議の委員 (敬称略)

氏名	役職等
会長 來生 新	横浜国立大学名誉教授・放送大学名誉教授
副会長 齊藤 芳朗	弁護士 徳永・松崎・齊藤法律事務所
久米村 翔	公認会計士 EY 新日本有限責任監査法人
島田 修	(一社) 福岡県海洋スポーツ協会事務局長
近松 英一郎	福岡県漁業協同組合連合会参事
宮脇 敬子	舞鶴自治協議会 会長
上野 亮一	福岡県農林水産部水産局水産振興課長補佐

3 市の対応方針

(1) 放置艇への対応と今後の管理運営

① 放置艇の受入れ

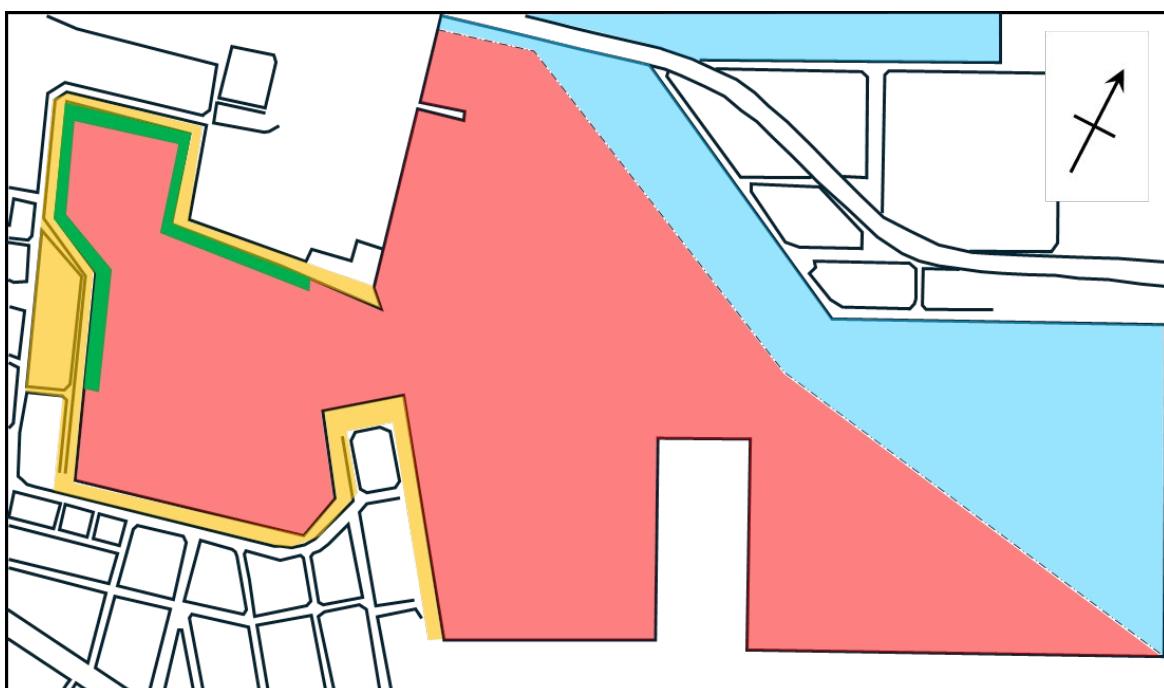
漁港は漁業活動を行うための施設であるが、既存の放置艇 345 隻を福岡市周辺の他の漁港や市内マリーナで受け入れることは困難であることから、国の放置艇マニュアルに基づき、既存の放置艇の受入れを行うこととし、福岡市漁港管理条例及び同条例施行規則に基づく使用許可を行う。

② 放置等禁止区域の指定

市管理漁港 7 漁港について、放置艇への移動指導や代執行を行うため、以下のとおり指定する。(告示に基づき指定)

- ・各漁港内の水域全体に小型船舶の放置等禁止区域を設定
(博多漁港については、陸域においても車両の放置等禁止区域を設定)
- ・放置等禁止区域内のうち、漁業活動への支障がない一部の場所について、小型船舶を係留できる施設として指定
- ・指定時期：令和 8 年 4 月 1 日から

(参考) 放置等禁止区域図 (博多漁港)



■ 小型船舶の放置等禁止区域

■ 市長が指定する施設

■ 車両の放置等禁止区域

(道路交通法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する車両)

③ 条例改正（案）の概要

放置艇の解消に向け、浜崎今津漁港に加え、玄界漁港以外の福岡市管理漁港において、小型船舶の受入れを行うにあたり必要な事項を定めるもの。

【条例改正（案）の主な内容】

ア 使用の許可等

漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づき、小型船舶の放置等禁止区域を指定し、同区域内の漁業活動への支障がない一部の場所について小型船舶の係留に係る使用許可を行うもの。

イ 使用料

小型船舶の係留に係る使用料の区分及び上限額を設定。

【使用料設定の考え方】

プレジャーボートの管理に係る経費をすべて利用者が負担する形で設定

（参考）使用料の額（規則で定める予定）

区分	単位	金額
弘漁港、志賀島漁港、奈多漁港、博多漁港、唐泊漁港、西浦漁港	泊地	船舶の長さ1メートル当たり 1日につき
		ヨット 50円 ヨット以外の船舶 40円
浜崎今津漁港	浮桟橋	船舶の長さ1メートル当たり 1日につき
		ヨット 50円 ヨット以外の船舶 40円

（参考）1隻あたりの使用料（8mの場合）

ヨット : 146,000円/年

ヨット以外の船舶 : 116,800円/年

（参考）民間マリーナ（8mの場合）

西福岡マリーナ : 627,000円/年、海の中道マリーナ : 314,600円/年、
福岡マリーナ : 280,500円/年、福岡県海洋スポーツ協会 : 250,000円/年

（参考）近隣自治体のマリーナ（8mの場合）

宗像市立神湊漁港 : 78,840円/年、糸島市立加布里漁港 : 54,340円/年

ウ 施行日：令和8年4月1日

(2)市漁協からの返還

有識者会議における意見や顧問弁護士と協議した結果を踏まえ、市漁協への返還請求は行わない。

(3)今回の事案に対する再発防止策

・多くの職員が放置艇の事実を知りつつも、長期間にわたりその状態が継続されており、課題の整理が十分になされず、先延ばしされた。

【再発防止策】

直属の上司以外への相談を可能とする体制を構築する。

・組織的な情報共有が適切に行われておらず、局長をはじめとした上司によるマネジメントが及ばなかった。

【再発防止策】

定期的な業務の棚卸や課題の整理を行い、組織的に共有を行う。

余白

○一般議案

8 議案第220号

今津リフレッシュ農園に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する今津リフレッシュ農園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

今津リフレッシュ農園

(2) 指定管理者に指定する者

今津スマイル農園サポートクラブ共同事業体

代表者 株式会社 ランドアート

代表取締役 石井 伸彦

① 設立年月日：昭和60年6月1日

② 所在地：福岡市博多区吉塚六丁目6番36号

③ 主な事業内容

ア 造園工事業

イ 土木工事業

平野造園株式会社

代表取締役 金子 康弘

① 設立年月日：平成30年8月8日

② 所在地：福岡市西区小戸五丁目5番23号

③ 主な事業内容

ア 造園工事業

イ 土木工事業

(3) 指定する期間

令和8年4月1日 から 令和13年3月31日まで

3 公募及び選定の概要

(1) 主な業務の内容

施設の運営、維持管理

(2) 主な応募資格

① 法人その他の団体（以下「団体」という。）又は団体で構成する共同事業体であること。

② 所得税、法人税、消費税、地方消費税及び市町村税の滞納がないこと。

③ 団体又はその代表者が、暴力団関係者でないこと。

(3) 応募者

3 団体（応募者数）

- ・今津スマイル農園サポートクラブ共同事業体
- ・九州グラウンド株式会社
- ・A社

(4) 農林業ふれあい施設の指定管理者選定委員会

選定委員 4 名

- ・[学識経験者] 浅岡 由美 (役職名 中村学園大学 流通科学部教授)
- ・[財務専門家] 水谷 公俊 (役職名 公認会計士・税理士)
- ・[農林業関係者] 高木 智代 (役職名 福岡市女性未来農業サポーター)
- ・[市職員] 平川 陽一郎 (役職名 農林水産局 総務農林部長)

(5) 募集・選定経過

- ・第1回選定委員会 令和7年 6月17日
(募集要項、選定基準)
- ・募集要項配布期間 令和7年 7月14日 から 令和7年 9月 1日まで
- ・応募受付期間 令和7年 8月18日 から 令和7年 9月 1日まで
- ・第2回選定委員会 令和7年 9月16日
(応募団体ヒアリング)
- ・第3回選定委員会 令和7年 9月19日
(選定委員の意見聴取)

(6) 指定管理料の上限額

令和8年度：59,808 千円

4 選定結果

(1) 選定基準

審査項目	審査の主な観点	配点
1 施設運営の考え方	施設の設置目的を踏まえた適切な運営ができる団体であるか。 ・団体の理念 ・指定管理業務の運営方針	5点
2 業務遂行力	施設の管理運営を行う能力を十分に備えた団体であるか。 ・経営の安定性 ・維持管理及び運営業務等の年間計画 ・要員配置計画及び必要な人材の確保・育成計画 ・事故の防止策等の危機管理・安全対策 ・個人情報保護・情報公開・暴力団排除・コンプライアンス向上 ・環境への配慮	90点
3 施設の効用の発揮	施設の効用を十分発揮できる団体であるか。 ・利用者サービスの質の確保・向上 ・効果的な集客・利用促進 ・地域やボランティアとの連携 ・市民サービス向上に繋がる効率的運営、効率化への取組み等	80点
4 収支計画	提案内容に見合った無理のない収支計画であり、かつ効率的な管理運営ができる団体であるか。	20点
5 地場中小企業の活性化	地場企業、中小企業であるか。 ※地場中小企業の活性化及び育成を図るための審査項目	5点
6 団体運営における法令等の遵守状況	法令等を遵守した運営を行う団体であるか。 ※審査項目に該当する場合5点を減点	—
7 指定管理業務における不適切行為	指定管理業務において不適切行為により業務の停止や改善指導を受けたことがあるか。 ※審査項目に該当する場合5点を減点	—
合 計		200点

※上記配点の合計200点中、117点を指定候補者とするための最低制限基準とする。

評価点の平均が最低制限基準を満たさない場合は、指定候補者として選定しない。

(2) 指定候補者の選定手順

- ① 選定委員毎に、審査項目の配点に基づき、各団体の評価点を集計する。
- ② 選定委員毎に、評価点が高い応募団体から順に、5点、4点、3点、2点、1点、6位以降は0点として、順位点を付ける。
- ③ 応募団体毎に、選定委員全員分の順位点を合計した総合順位点を集計し、得点上位5団体を選出する。
- ④ 評価結果や選定委員会の意見を参考に総合的に判断し、総合順位点上位5団体の中から、指定候補者を決定する。

(3) 選定結果

下記の選定委員会の評価内容をふまえ、今津スマイル農園サポートクラブ共同事業体の提案内容は、指定管理者に求められる水準に達していると判断し、指定候補者として選定したものである。

応募団体名	審査項目	選定結果（得点）				主な評価内容		
		委員						
		A	B	C	D			
指定候補者 今津スマイル農園サポートクラブ共同事業体 提案額 55,000 千円	評価点	1 施設運営の考え方	4	3	3	3	・要員配置や利用者サービスの質の向上に寄与する施設整備などの提案について、施設の効用の発揮が期待できる点を評価した。	
		2 業務遂行力	71	52	54	54		
		3 施設の効用の発揮	53	54	48	46		
		4 収支計画	16	16	12	12		
		5 地場中小企業の活性化	5	5	5	5		
		6 団体運営における法令等の遵守状況	-	-	-	-		
		7 指定管理業務における不適切行為	-	-	-	-		
		合計	149	130	122	120		
		順位点	5	5	4	5		
		総合順位点	19					
次点候補者 九州グラウンド株式会社 提案額 59,400 千円	評価点	評価点の平均	130				・新たな取組みは期待できるが、要員の配置など業務遂行力の点で、1位団体に及ばなかった。	
		1 施設運営の考え方	3	3	2	3		
		2 業務遂行力	62	54	54	45		
		3 施設の効用の発揮	57	48	49	48		
		4 収支計画	16	16	12	12		
		5 地場中小企業の活性化	5	5	5	5		
		6 団体運営における法令等の遵守状況	-	-	-	-		
		7 指定管理業務における不適切行為	-	-	-	-		
		合計	143	126	122	113		
		順位点	4	4	4	4		
		総合順位点	16					
		評価点の平均	126					

応募団体名	審査項目	選定結果（得点）				主な評価内容	
		委員					
		A	B	C	D		
A社 提案額 59,783 千円	評価点	1 施設運営の考え方	4	3	4	3	・新たな取組みは期待できるが、経営の安定性に不安があり、他団体に及ばなかった。
		2 業務遂行力	56	45	59	45	
		3 施設の効用の発揮	64	43	55	46	
		4 収支計画	16	12	12	8	
		5 地場中小企業の活性化	0	0	0	0	
		6 団体運営における法令等の遵守状況	-	-	-	-	
		7 指定管理業務における不適切行為	-	-	-	-	
		合計	140	103	130	102	
		順位点	3	3	5	3	
		総合順位点	14				
評価点の平均		119					

今津リフレッシュ農園の概要

1 設置目的

農作物の栽培体験の場を提供することにより、市民の余暇の活用及び健康の増進に寄与するとともに農業への理解を促進し、もって本市農業の振興及び活性化に資すること。

2 施設の役割

- ・農作物の栽培体験の場を提供することにより、市民の余暇の活用及び健康の増進に寄与するとともに農業への理解を促進すること。
- ・本市農業の振興及び活性化に資すること。

3 施設概要

(1) 所在地：福岡市西区今津

(2) 面積：7 ha

(3) 主要施設：体験農園（休憩ハウス付農園、集合農園、棚式農園）、ふれあい農園、果実採取園、モデル農園、交流センター、作業棟、調理棟、芝生広場、調整池、駐車場



(休憩ハウス付農園)



(交流センター)

4 利用状況（令和6年度）

入場者数 約 41,000 人

9 議案第221号

立花寺緑地リフレッシュ農園に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する立花寺緑地リフレッシュ農園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

立花寺緑地リフレッシュ農園

(2) 指定管理者に指定する者

ふれあい・よか農園メンテナンスグループ

代表者 株式会社 福岡植木

代表取締役 小柳 隆輔

① 設立年月日：平成18年8月1日

② 所在地：福岡市城南区梅林四丁目11番12号

③ 主な事業内容

ア 造園土木業（公園緑化など）

イ 園芸販売業

三浦造園土木建設株式会社

代表取締役 三浦 義孝

① 設立年月日：平成12年4月18日

② 所在地：福岡市東区青葉一丁目19番21号

③ 主な事業内容

ア 造園、緑化、土木工事

イ 植木、苗木等の生産

平井スポーツ建設株式会社

代表取締役 平井 秀文

② 設立年月日：昭和44年10月1日

② 所在地：福岡市東区箱崎一丁目35番7号

③ 主な事業内容

ア 野球場、陸上競技場等の整備

イ スポーツ用品販売

(3) 指定する期間

令和8年4月1日 から 令和13年3月31日まで

3 公募及び選定の概要

(1) 主な業務の内容

施設の運営、維持管理

(2) 主な応募資格

- ① 法人その他の団体（以下「団体」という。）又は団体で構成する共同事業体であること。
- ② 所得税、法人税、消費税、地方消費税及び市町村税の滞納がないこと。
- ③ 団体又はその代表者が、暴力団関係者でないこと。

(3) 応募者

2団体（応募者数）

- ・ふれあい・よか農園メンテナンスグループ
- ・立花寺スマイルルート共同事業体

(4) 農林業ふれあい施設の指定管理者選定委員会

選定委員4名

- ・[学識経験者] 浅岡 由美 (役職名 中村学園大学 流通科学部教授)
- ・[財務専門家] 水谷 公俊 (役職名 公認会計士・税理士)
- ・[農林業関係者] 高木 智代 (役職名 福岡市女性未来農業サポート)
- ・[市職員] 平川 陽一郎 (役職名 農林水産局 総務農林部長)

(5) 募集・選定経過

- ・第1回選定委員会 令和7年 6月17日
(募集要項、選定基準)
- ・募集要項配布期間 令和7年 7月14日 から 令和7年 9月 1日まで
- ・応募受付期間 令和7年 8月18日 から 令和7年 9月 1日まで
- ・第2回選定委員会 令和7年 9月16日
(応募団体ヒアリング)
- ・第3回選定委員会 令和7年 9月19日
(選定委員の意見聴取)

(6) 指定管理料の上限額

令和8年度：29,966千円

4 選定結果

(1) 選定基準

審査項目	審査の主な観点	配点
1 施設運営の考え方	施設の設置目的を踏まえた適切な運営ができる団体であるか。 ・団体の理念 ・指定管理業務の運営方針	5点
2 業務遂行力	施設の管理運営を行う能力を十分に備えた団体であるか。 ・経営の安定性 ・維持管理及び運営業務等の年間計画 ・要員配置計画及び必要な人材の確保・育成計画 ・事故の防止策等の危機管理・安全対策 ・個人情報保護・情報公開・暴力団排除・コンプライアンス向上 ・環境への配慮	90点
3 施設の効用の発揮	施設の効用を十分発揮できる団体であるか。 ・利用者サービスの質の確保・向上 ・効果的な集客・利用促進 ・地域やボランティアとの連携 ・市民サービス向上に繋がる効率的運営、効率化への取組み等	80点
4 収支計画	提案内容に見合った無理のない収支計画であり、かつ効率的な管理運営ができる団体であるか。	20点
5 地場中小企業の活性化	地場企業、中小企業であるか。 ※地場中小企業の活性化及び育成を図るための審査項目	5点
6 団体運営における法令等の遵守状況	法令等を遵守した運営を行う団体であるか。 ※審査項目に該当する場合5点を減点	—
7 指定管理業務における不適切行為	指定管理業務において不適切行為により業務の停止や改善指導を受けたことがあるか。 ※審査項目に該当する場合5点を減点	—
合 計		200点

※上記配点の合計200点中、117点を指定候補者とするための最低制限基準とする。

評価点の平均が最低制限基準を満たさない場合は、指定候補者として選定しない。

(2) 指定候補者の選定手順

- ① 選定委員毎に、審査項目の配点に基づき、各団体の評価点を集計する。
- ② 選定委員毎に、評価点が高い応募団体から順に、5点、4点、3点、2点、1点、6位以降は0点として、順位点を付ける。
- ③ 応募団体毎に、選定委員全員分の順位点を合計した総合順位点を集計し、得点上位5団体を選出する。
- ④ 評価結果や選定委員会の意見を参考に総合的に判断し、総合順位点上位5団体の中から、指定候補者を決定する。

(3) 選定結果

下記の選定委員会の評価内容をふまえ、ふれあい・よか農園メンテナンスグループの提案内容は、指定管理者に求められる水準に達していると判断し、指定候補者として選定したものである。

応募団体名	審査項目	選定結果（得点）				主な評価内容		
		委員						
		A	B	C	D			
指定候補者 ふれあい・よか農園 メンテナンスグループ 提案額 29,800 千円	評価点	1 施設運営の考え方	3	4	3	3	・環境への配慮や利用者サービスの質の確保などの提案について、施設の効用の発揮ができる点を評価した。	
		2 業務遂行力	69	67	59	60		
		3 施設の効用の発揮	62	55	55	53		
		4 収支計画	16	16	12	12		
		5 地場中小企業の活性化	5	5	5	5		
		6 団体運営における法令等の遵守状況	-5	-5	-5	-5		
		7 指定管理業務における不適切行為	-	-	-	-		
		合計	150	142	129	128		
		順位点	5	5	5	5		
		総合順位点	20					
次点候補者 立花寺スマイルルート共同事業体 提案額 28,300 千円	評価点	評価点の平均	137				・新たな取組みは期待できるが、環境への配慮や安定的な運営について、1位団体に及ばなかった。	
		1 施設運営の考え方	3	4	3	3		
		2 業務遂行力	52	56	49	54		
		3 施設の効用の発揮	54	48	48	43		
		4 収支計画	16	16	12	12		
		5 地場中小企業の活性化	5	5	5	5		
		6 団体運営における法令等の遵守状況	-	-	-	-		
		7 指定管理業務における不適切行為	-	-	-	-		
		合計	130	129	117	117		
		順位点	4	4	4	4		
		総合順位点	16					
		評価点の平均	123					

立花寺緑地リフレッシュ農園の概要

1 設置目的

農作物の栽培体験の場を提供することにより、市民の余暇の活用及び健康の増進に寄与するとともに農業への理解を促進し、もって本市農業の振興及び活性化に資すること。

2 施設の役割

- ・農作物の栽培体験の場を提供することにより、市民の余暇の活用及び健康の増進に寄与するとともに農業への理解を促進すること。
- ・本市農業の振興及び活性化に資すること。

3 施設概要

(1) 所在地：福岡市博多区立花寺二丁目

(2) 面積：1.7ha

(3) 主要施設：集合農園、クラブハウス、倉庫棟、四季の丘広場、芝生広場、憩いの広場、人工流水路、遊具、駐車場



(芝生広場)



(クラブハウス・集合農園)

4 利用状況（令和6年度）

入場者数 約 58,000 人

余白

10 議案第228号

花畠園芸公園に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する花畠園芸公園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

花畠園芸公園

(2) 指定管理者に指定する者

木下緑化建設株式会社

代表取締役 木下 浩市

① 設立年月日：昭和42年2月9日

② 所 在 地：福岡市南区長丘三丁目13番27号

③ 主な事業内容

ア 建設業（造園工事業など）

イ 公園指定管理業務

ウ 樹木生産

(3) 指定する期間

令和8年4月1日 から 令和13年3月31日まで

3 公募及び選定の概要

(1) 主な業務の内容

施設の運営、維持管理

(2) 主な応募資格

① 法人その他の団体（以下「団体」という。）又は団体で構成する共同事業体であること。

② 所得税、法人税、消費税、地方消費税及び市町村税の滞納がないこと。

③ 団体又はその代表者が、暴力団関係者でないこと。

(3) 応募者

3団体（応募者数）

・木下緑化建設株式会社

・株式会社 福岡植木

・A社

(4) 農林業ふれあい施設の指定管理者選定委員会

選定委員 4 名

- ・[学識経験者] 浅岡 由美 (役職名 中村学園大学 流通科学部教授)
- ・[財務専門家] 水谷 公俊 (役職名 公認会計士・税理士)
- ・[農林業関係者] 高木 智代 (役職名 福岡市女性未来農業サポートー)
- ・[市職員] 平川 陽一郎 (役職名 農林水産局 総務農林部長)

(5) 募集・選定経過

- ・第1回選定委員会 令和7年 6月17日
(募集要項、選定基準)
- ・募集要項配布期間 令和7年 7月14日 から 令和7年 9月 1日まで
- ・応募受付期間 令和7年 8月18日 から 令和7年 9月 1日まで
- ・第2回選定委員会 令和7年 9月16日
(応募団体ヒアリング)
- ・第3回選定委員会 令和7年 9月19日
(選定委員の意見聴取)

(6) 指定管理料の上限額

令和8年度：109,856千円

4 選定結果

(1) 選定基準

審査項目	審査の主な観点	配点
1 施設運営の考え方	施設の設置目的を踏まえた適切な運営ができる団体であるか。 ・団体の理念 ・指定管理業務の運営方針	5点
2 業務遂行力	施設の管理運営を行う能力を十分に備えた団体であるか。 ・経営の安定性 ・維持管理及び運営業務等の年間計画 ・要員配置計画及び必要な人材の確保・育成計画 ・事故の防止策等の危機管理・安全対策 ・個人情報保護・情報公開・暴力団排除・コンプライアンス向上 ・環境への配慮	90点
3 施設の効用の発揮	施設の効用を十分発揮できる団体であるか。 ・利用者サービスの質の確保・向上 ・効果的な集客・利用促進 ・地域やボランティアとの連携 ・市民サービス向上に繋がる効率的運営、効率化への取組み等	80点
4 収支計画	提案内容に見合った無理のない収支計画であり、かつ効率的な管理運営ができる団体であるか。	20点
5 地場中小企業の活性化	地場企業、中小企業であるか。 ※地場中小企業の活性化及び育成を図るための審査項目	5点
6 団体運営における法令等の遵守状況	法令等を遵守した運営を行う団体であるか。 ※審査項目に該当する場合5点を減点	—
7 指定管理業務における不適切行為	指定管理業務において不適切行為により業務の停止や改善指導を受けたことがあるか。 ※審査項目に該当する場合5点を減点	—
合 計		200点

※上記配点の合計200点中、117点を指定候補者とするための最低制限基準とする。

評価点の平均が最低制限基準を満たさない場合は、指定候補者として選定しない。

(2) 指定候補者の選定手順

- ① 選定委員毎に、審査項目の配点に基づき、各団体の評価点を集計する。
- ② 選定委員毎に、評価点が高い応募団体から順に、5点、4点、3点、2点、1点、6位以降は0点として、順位点を付ける。
- ③ 応募団体毎に、選定委員全員分の順位点を合計した総合順位点を集計し、得点上位5団体を選出する。
- ④ 評価結果や選定委員会の意見を参考に総合的に判断し、総合順位点上位5団体の中から、指定候補者を決定する。

(3) 選定結果

下記の選定委員会の評価内容をふまえ、木下緑化建設株式会社の提案内容は、指定管理者に求められる水準に達していると判断し、指定候補者として選定したものである。

応募団体名	審査項目	選定結果（得点）				主な評価内容		
		委員						
		A	B	C	D			
指定候補者 木下緑化建設株式会社 提案額 109,500千円	評価点	1 施設運営の考え方	4	4	3	4	・経営の安定性や利用 者サービスの確保な どの提案について、施 設の効用の発揮が期 待できる点を評価し た。	
		2 業務遂行力	73	67	62	56		
		3 施設の効用の発揮	60	64	57	48		
		4 収支計画	16	12	16	12		
		5 地場中小企業の 活性化	5	5	5	5		
		6 団体運営における 法令等の遵守状況	-	-	-	-		
		7 指定管理業務にお ける不適切行為	-	-	-	-		
		合計	158	152	143	125		
		順位点	5	5	5	5		
		総合順位点	20					
次点候補者 株式会社 福岡植木 提案額 108,750千円	評価点	評価点の平均	145				・新たな取組みは期待 できるが、安定的な運 営の観点から判断す ると、1位団体に及ば なかつた。	
		1 施設運営の考え方	4	4	3	3		
		2 業務遂行力	71	65	67	54		
		3 施設の効用の発揮	60	60	54	48		
		4 収支計画	16	12	12	12		
		5 地場中小企業の 活性化	5	5	5	5		
		6 団体運営における 法令等の遵守状況	-5	-5	-5	-5		
		7 指定管理業務にお ける不適切行為	-	-	-	-		
		合計	151	141	136	117		
		順位点	4	4	4	4		
		総合順位点	16					
		評価点の平均	136					

応募団体名	審査項目	選定結果（得点）				主な評価内容	
		委員					
		A	B	C	D		
A社 提案額 108,000千円	評 価 点	1 施設運営の考え方	5	3	4	4	・新たな取組みは期待できるが、経営の安定性に不安があり、他団体に及ばなかった。
		2 業務遂行力	54	49	54	47	
		3 施設の効用の発揮	60	44	53	53	
		4 収支計画	16	12	12	8	
		5 地場中小企業の活性化	5	5	5	5	
		6 団体運営における法令等の遵守状況	-	-	-	-	
		7 指定管理業務における不適切行為	-	-	-	-	
		合計	140	113	128	117	
	順位点		3	3	3	3	
	総合順位点					13	
	評価点の平均					125	

花畠園芸公園の概要

1 設置目的

都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資すること。

2 施設の役割

- ・園芸振興拠点施設として、園芸作物の総合的な実験展示、市民の園芸知識向上の場。
- ・市民が自然に親しめる緑の憩いの場として、みかん狩り等の果実採取や農園芸相談が可能な、果樹を特色とする都市公園。

3 施設概要

(1) 所在地：福岡市南区大字桧原及び柏原七丁目

(2) 面積：14.7 ha

(3) 主要施設：常緑果樹展示園、落葉果樹展示園、
熱帯果樹温室、養液栽培施設、ブドウ室、園芸センター、
展望台、レストハウス、芝生広場、催し広場、花壇広場、
駐車場、管理事務所



(花壇広場)



(レストハウス・展望台)

4 利用状況（令和6年度）

入場者数 約 198,000 人